

平成24年度環境保全補助金制度

補助金名	補助額	申請時期	担当課
① 排水設備工事費 融資あっせん制度	融資を受ける場合の金融機関への利息を市が負担 ※借入上限額 100 万円		
② 浄化槽雨水貯留施設 転用補助金	改造工事費× 1/2 ※上限額 10 万円	工事着手前	▶下水道課 ☎23局3525
③ 浄化槽設備整備 事業補助金 (合併処理浄化槽)	設置費× 1/2 ※上限額は下記のとおり ・ 5 人槽 33 万 2000 円 ・ 7 人槽 41 万 4000 円 ・ 10 人槽以上 54 万 8000 円		
④ 公害防除施設等 整備事業補助金	施設設置費× 30/100 ※上限額 500 万円	工事着手前	▶環境衛生課 ☎23局3541
⑤ 有害鳥獣対策費 補助金	電気柵の購入額× 1/2 ※上限額 10 万円	設備購入前	
⑥ 太陽光発電システム 設置補助金 (住宅用・事業所用)	5 万円 /kW ※上限額 20 万円	工事着手前 (2 週間程度前)	▶エコエネ推進課 ☎23局7401
⑦ 電気自動車等購入 補助金 (個人・事業者)	車両本体価格× 5% ※上限額 10 万円 対象：電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	新車登録・ 支払い完了後 30日以内	
⑧ 生ごみ処理容器等 設置事業補助金	購入額× 1/2 ※上限額は下記のとおり A 生ごみ処理容器 3000 円/基 1 世帯 2 基まで B 電気生ごみ処理機 1 万円/台 1 世帯 1 台まで (この補助金を受けて設置し、Aは5年以上、 Bは7年以上経過したもので、故障などで使用 不可になった場合は、再度申請可)	商品購入・ 支払い完了後 20日以内	▶清掃管理課 ☎23局3538

環境保全補助制度を
ご利用ください

環境保全事業に取り組み市民や事業者に、予算の範囲内で左表に示す

内容の補助金を交付します。
希望される方は、事前（申請・契約前）に制度の詳しい内容を各担当課にお問い合わせください。申請関係書類は、本人またはその家族の方

が直接提出してください。
※補助要綱や申請様式は、市ホームページからダウンロードできます。
☎<http://www.city.tahara.aichi.jp/>
◎注意事項
①④⑥については、平成25年3月31日までに、工事および工事代金の支払いなどの完了が必要です。

緑化補助制度を
ご利用ください

緑や花に囲まれた快適な生活環境を推進するため、緑化に関する補助制度を設けています。

◆生垣設置補助金制度

▼対象Ⅱ市内にある宅地の所有者または借地権を有する方で生垣を新設される方 ▼補助額Ⅱ設置費の2分の1以内（上限額5万円） ▼申請方法Ⅱ街づくり推進課にある申請書に必要事項を記入のうえ直接提出（申請書は市ホームページからもダウンロード可） ▼その他Ⅱ生垣新設後の申請不可

■補助要件

- 次のいずれの要件も満たす生垣
- 公衆用道路に沿っていること（幅員4m未満の道路は、中心線から2m以上離れた敷地側にあること）
- 延長が連続2m以上あること

- ・ 植栽面と前面道路の高低差が2m以下であること
- ・ 植栽地の盛土をブロックで囲む場合は、宅地面から50cm以下であること
- ・ 高さが植栽地から90cm以上あり、土地と生垣に適した樹種であること
- ・ 樹木の本数は、2本/m以上であること

◆沿道花壇登録制度

道を行き交う多くの方に花を楽しんでもらうため、花壇の管理を行う個人や団体に年2回花苗の配布を行っています。配布を受けるには、沿道花壇としての登録が必要です。



▼申請方法Ⅱ街づくり推進課にある申請書に必要事項を記入のうえ直接提出

■沿道花壇認定要件

- 次のいずれの要件も満たす花壇
- ・ 公衆用道路に面していること（対象範囲は道路端から約3mまで）
- ・ ブロックや生垣などより道路側に位置していること
- ・ 土地所有者の承諾を得ていること

▼街づくり推進課

☎23局3524 FAX22局3811

☎<http://www.city.tahara.aichi.jp/>